

【次期支援計画の基本理念】

障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、
安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり

障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現

障害は誰にでも起こりうることである。また、社会環境によって作りだされること
があり、人々の理解で減らせる一面もある。

このため、障害のある人の実態に応じた施策を実施するにあたっては、障害のある
人やその家族だけではなく、市民、企業や事業者、行政などが自らの課題として障害
を認識し、自らの責任と役割を果たしながら、連携・協力していくことが重要である。

その上で、すべての市民がお互いの人格や個性を尊重しあい、認めあう社会を目指
す。

また、障害のある人が自らの選択と決定によって、自分らしく、安心して、質の高
い生活を送ることができるよう、自立に向けた意欲をつなぐネットワークを構築する。

【次期支援計画の基本目標】

基本目標： 生涯を通じ一貫した支援体制の構築

障害のある人が安心した生活を送ることができるように、乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期までの一貫した支援や、複数のニーズを持った障害のある人や家族などが利用しやすい相談体制の構築など、総合的なサービスの整備を進める。

< 施策の方向性： 1 > 相談システムの構築

【障害者支援計画（平成18年度～23年度）の主な実績】

障害のある人の相談支援の中核である区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナーや障害者地域生活支援センターでは、職員研修を充実させるなど、相談支援体制を強化した。

「相談窓口は多いが、どこに相談したらいいのか分かりにくい」「各相談窓口の連携が不十分で市民はいくつもの窓口に相談しないといけない」等の現状の課題を踏まえ、平成23年度に障害のある人の利便性に配慮した新たな相談支援体制の構築について検討した。

【現状と課題 1-1】

相談支援体制の充実

障害のある人は、その障害の特性によって、日常生活における多くの不安や問題を抱えており、障害福祉に関する知識と経験を持った人が対応しなければ、解決できない相談が多くあるが、組織内の異動により相談業務に携わる職員の資質の向上が図れていない現状がある。

障害のある人やその家族が、福祉サービスを受けようとするときや、生活上の悩みなどを解決しようとするときは、行政や民間の相談機関を利用することになる。

また、生涯を通じた適切な支援を行うためには、行政と民間との連携による継続的な支援体制が重要となる。

しかし、障害の種別・程度、年齢、福祉サービスの内容によって、相談する機関が異なる場合があり、障害のある人やその家族にとって分かりづらい状況となっている。

総合療育センター地域支援室や障害者しごとサポートセンター、障害者地域生活支援センター、福祉・労働・教育・医療関係機関など、専門的な内容に応じた多くの相談支援機関はあるが、「窓口があり過ぎてどこに相談に行ってもよいかわからない」「障害のある人の実態をもっと見てほしい」などの声がある。

年代別の生活状況（ライフステージ）が変わる際の引き継ぎ等において、情報の共有化が図れていない。

聴覚障害のある人が、手話を介して相談ができるように、聴覚障害のある相談員の設置を求める声がある。



【今後の方向性】

平成24年度に総合的な相談窓口として基幹相談支援センターを設置し、どこに相談したらよいのか分からない障害のある人やその家族にとって分かりやすい相談体制の確立や、様々な相談に適切に対応できる仕組みづくりを進める。

どこに相談したらよいかわからない障害のある人やその家族に対しては、基幹相談支援センターが窓口となって、区役所や専門相談窓口、サービス事業所などと連携・協働を図り、適切な情報提供・障害福祉サービスやインフォーマルサービスを総合的に調整した相談支援が行える体制づくりを進める。

ライフステージが変わっても、情報の共有化を図れるよう、関係機関間相互の連携を充実し、相談支援機関の周知を図っていく。

相談業務に携わる職員が異動しても、その相談窓口の機能が低下しないように、職員の研修を充実し、資質の向上を図る必要がある。

聴覚障害のある人の相談支援体制を充実するため、聴覚障害のある相談員の設置について検討する。

【現状と課題 1-2】

障害福祉サービス利用計画

障害福祉サービス利用計画の作成については、国が示した報酬の対象者が限定されているため、あまり利用されていない。



【今後の方向性】

平成24年度から、障害福祉サービス支給決定プロセスの見直しが行われ、サービス利用計画作成の対象者も拡大していく。

このため、これまでサービス利用計画作成の中心的な役割を果たしてきた障害者地域生活支援センターや相談支援事業者、サービスの支給決定を行ってきた各区役所の高齢者・障害者相談コーナーについて、それぞれの位置付けや役割を明確にする。

障害福祉サービス利用計画の作成業務に携わる職員が異動しても、その相談支援事業者の機能が低下しないように、職員の研修を充実し、資質の向上を図る。

＜施策の方向性：2＞ 早期発見・療育体制の整備

【障害者支援計画（平成18年度～23年度）の主な実績】

障害のある子どもの放課後の居場所づくりはもとより、保護者の就労支援と介護負担の軽減等の観点から、特別支援学校に通う障害のある子どもを対象に日中一時支援事業（放課後対策）を開始した。また、放課後児童クラブにおいても、障害のある子どもの受け入れに伴う運営費の加算や指導員の研修を充実するなど、障害のある子どもの受け入れ促進に努めた。

ライフステージを通じた一貫した相談支援体制の充実を図るため、区役所の相談窓口をはじめ、障害者地域生活支援センターや障害者しごとサポートセンター、総合療育センター地域支援室などの専門相談機関との連携の強化を図った。

総合療育センターを中心とした本市の療育体制の現状とこれまでの実績、関係者の意見等を踏まえ、本市における今後の総合的な療育のあり方について検討を行い、平成22年10月、北九州市総合的な療育のあり方検討会による報告書としてまとめた。

＜報告書の主な項目＞

- ・総合療育センターの機能の充実
- ・入所施設や通園施設のあり方
- ・専門療育機関と保育所等関係機関との連携のあり方
- ・発達障害のある子どもへの支援のあり方

【現状と課題 2-1】

子どもや家庭への支援

保護者が長時間就労する場合には、障害児通園施設の在園時間との関係で利用できない場合がある。また、障害のある子どもの保護者の身体的・精神的負担の軽減を図るレスパイト（一時的休息）の取り組みが求められている。

通園施設における療育は重要な役割を果たしているが、発達障害のある子どもの増加等により待機が生じている。

保育所・幼稚園等で障害のある子どもの受け入れが増えているが、保育士などが個々の障害特性や多様性への対応に苦慮している実態がある。

障害のある子どもの保護者にとっては、障害を受け入れること（障害の受容）ができなかったり、専門機関へ行くことへの抵抗感を抱いたりするケースが多い。

また、療育の確保や経済面などにも様々な不安があることなどから、保護者の介護負担、保護者同士の相談や情報交換・交流などに対し、支援の充実が求められている。



【今後の方向性】

保護者の就労支援等の観点から、通園施設における療育の時間とは別に、降園後の障害のある子どもの受け入れ（安全に楽しめる場所の確保）について検討する。

また、保護者の介護負担の軽減やレスパイトを行うためショートステイ事業や日中一時支援事業について各施設での受け入れ体制の充実などを検討する。

子どもの状態と家庭の状況に応じて可能な限り保育所・幼稚園等での受け入れを促進する。また、総合療育センターや通園施設の専門性を活かし、保育所・幼稚園等への職員の派遣等を通して、保育所・幼稚園等へ通う障害のある子どもと家庭への支援体制を検討する。

早期発見・早期支援の仕組みの中で、障害のある子どもの保護者が障害を受け入れていくことができるよう支援方法を検討する。

また、保育所や幼稚園と障害福祉の専門機関との連携を図るとともに、身近なところで気軽に相談できる体制の充実を図る。

【現状と課題 2-2】

総合療育センターの機能の充実

総合療育センターには障害に関する中核的な医療機関として、高い専門性が求められているが、既存の外来部門の設備、人員では専門性の維持が困難となっている。また、病床（入院機能）も次第に余裕がなくなってきている。

総合療育センターには、西棟・中央棟・東棟があるが、中でも西棟は昭和53年に建築された最も古い建物であり、その老朽化が課題となっている。

総合療育センターは小倉南区にあり、本市西部地区から受診するには距離的に遠く、障害のある子ども本人や、その保護者の負担は大きい。このため、より身近な地域での療育機能の充実を求める要望が強い。

総合療育センターの地域支援室は、保育所や幼稚園を始め、居宅介護や訪問看護の事業所に対する支援を行っているが、近年そのニーズはますます高くなっている。



【今後の方向性】

総合療育センターの機能強化には、医師はもとより、看護師、保育士や心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士などの専門スタッフの充実を検討する必要がある。また、病棟や外来等の施設の整備等についても検討する。

障害や障害のある人に対する質の高い専門性の確保、相談援助技術の向上などを図るため、体系的・効果的な研修の充実について検討する。

総合療育センターが有する機能（通園、ショートステイ、相談支援等）の西部地区での体制整備について検討する。

総合療育センターの専門スタッフを保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等へ派遣し、職員への指導・助言を行うことによる支援機能の充実を検討する。

【現状と課題 2-3】

学齢期等の支援

言語や行動など発達について「気になる子ども」のいる保護者が、小学校入学に際して就学相談を受けない場合には、保育所・幼稚園から小学校への情報伝達できていないことがある。

日中一時支援事業（放課後対策）により、特別支援学校在籍児の保護者への就労支援やレスパイト（一時的休息）は行われているが、利用者が急増しており、希望通りの利用ができていない。また、重度の障害のある子どもを受け入れる事業所が少なく、現在対象となっていない特別支援学級の児童も利用できるようにしてほしいとの要望もある。

特別支援学校高等部では、生徒の卒業後の地域での自立した生活に向けて、企業実習等の就職支援に取り組んでいるが、障害のある生徒を受け入れる企業は少ない。



【今後の方向性】

小学校入学時等の支援のあり方や、より効果的な情報伝達方法を検討する。

学齢期は学校の関わりが大きく、学校と療育の専門機関との連携を図り、それぞれの機能や役割を果たすことが必要である。

日中一時支援事業（放課後対策）において、障害のある子どもの受け入れを促進する必要がある。また、放課後児童クラブにおいても障害のある児童の受け入れの促進を図っており、指導員の専門性を高めるための実践的な研修や加配が行われている。

その結果、徐々に受け入れが広がってきているが、さらに促進するためには、専門機関による支援が必要である。

障害のある生徒が卒業後、その適性や能力に応じて一般企業等へ就職できるよう、関係機関が協力しながら、教育・福祉・就労施策の緊密な連携による支援を行っていく必要がある。

< 施策の方向性：3 > 充実した福祉サービスの提供

【障害者支援計画（平成18年度～23年度）の主な実績】

障害者自立支援法の施行に伴い新たなサービス体系への移行を進めるとともに、新規事業所の創設の働きかけ等を行い、ホームヘルプサービス事業や生活介護事業、就労継続支援事業など各種サービス事業を推進した。また、各種手当や助成等について計画どおり実施した。

地域での生活の場を拡大するグループホーム・ケアホームの新規設置を促進するための助成制度の活用や、利用を促進するための宿泊体験を実施した。

その結果、平成22年度のグループホーム・ケアホームの利用者数は計画を上回る561人になった。これらにより、平成22年度の入所施設から地域生活への移行者は目標値を上回る187人を達成した。

保健・福祉・医療が密接に連携して、切れ目のないリハビリテーションが受けられる体制づくりに取り組むとともに、研修体制の強化や人材育成、地域リハビリテーション情報の収集・発進を進めた。

中途視覚障害や言語聴覚障害のある人等の自立や社会参加の促進を図るため、必要な助言、訓練、専門情報の提供等を継続して行った。

夜間・休日の精神疾患急変時に、精神障害のある人や家族からの相談を受け、必要に応じて適切に医療等につなげる体制を整備するために、夜間・休日精神医療相談事業を開始した。

【現状と課題 3-1】

保健・医療・障害福祉サービスの提供

充実した障害福祉サービスは地域生活移行の基盤となる。また、障害の状態や程度やニーズ、家庭の状況など、障害のある人を取り巻く環境はそれぞれ異なることから、福祉サービスの量の確保はもちろん、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かなサービスの提供、質の充実が求められる。

障害のある人の地域での暮らしを推進するために、地域生活の体験の場など、施設から地域生活への円滑な移行を支援するとともに、地域生活を安定的に継続、維持するために、障害のある人を地域で支えるネットワークを構築する必要がある。

“施設から地域へ”移行するための基盤整備にあたっては、日中活動の場について、障害のある人のニーズに応じ、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供することが求められている。

国の指針に基づき、施設や病院からの地域生活への移行について、必要な基盤整備を進めていくことが当面の課題となっている。

市立施設の多くが民間活力の導入を推進する指定管理者制度を導入しており、障害福祉施設についても全施設で、この制度により指定を受けた民間法人が管理運営を行っている。

しかし、この制度では5年に1度、管理者が変更される可能性があるため、利用者やその家族から不安の声が上がっており、継続したサービス提供という観点から、長年管理運営を行ってきた法人への施設の民間委譲の要望が強い。

障害のある人が安心して地域生活を送るためには、生活習慣病の予防をはじめ、健康管理が非常に重要であることから、日頃から障害の状態や生活上の課題等を理解しているかかりつけ医を持つことや、定期的な検診などが求められる。

障害者自立支援法の施行に伴い、精神障害のある人への障害福祉サービスは増えてきたが、精神障害のある人が地域での生活を続けるためには、必要なときに適切な医療、福祉のサービスを受けられる体制整備が必要である。

精神疾患は誰でもかかる可能性のある病気であり、適切な治療の継続により、軽快または治癒する病気であるが、市民に十分に理解されていない。

知的障害などの障害を持つ受刑者（触法障害者）は、刑務所等を出所しても、帰る場所や相談する家族もなく、また、生計を立てる手段も助けを求める術も分からず、窃盗などの犯罪を繰り返したり、ホームレスとなってしまう現状がある。



【今後の方向性】

サービスの選択肢を増やし、障害のある人自らの選択により、適切なサービスを利用できるように、サービス量を確保するとともにサービスの質を担保するため、人材育成や評価システムの構築を検討する。

障害福祉サービスの提供主体となりうる意欲と能力を備えた民間事業者が増加している。これらの民間活力の導入による多種多様な小規模な活動の場の整備を支援する。

福祉サービスの充実を始め、就労支援の強化、グループホーム等の住まいの確保、市民啓発などを検討する。

民間の活力を十分活かし、より柔軟に障害福祉サービスを提供するとともに、利用者の特性を十分理解した運営者からの障害福祉サービス提供が持続することを目指す。

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、障害福祉サービスのほか、医療サービスや保健福祉サービスを一体的に受けられる体制を検討する。

精神障害のある人が、病状が悪化した時に適切な医療を受けることができる体制を検討する。

精神保健福祉センターを中心に行政、民間、地域の連携を強化し、精神障害のある人が、安心して地域生活を送れるように各種支援策を検討する。

精神疾患等についての市民への理解促進の取り組みを検討する。

触法障害者に対しては、ホームレスになったり、犯罪を繰り返さないよう、NPO法人や福岡県と協力して、社会で生きていけるような福祉的支援を行う必要がある。

< 施策の方向性：4 >

発達障害等に対する取り組み

【障害者支援計画（平成18年度～23年度）の主な実績】

心身の発達が気になる乳幼児について、小児科医師、臨床心理士、理学・作業療法士、保育士などがチームで相談に応じることで、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援するとともに、保護者の育児不安に対応するわいわい子育て相談を継続的に実施した。

発達障害の特性から生じる生活不適應等の対応に苦慮している本人や家族に対しては、乳幼児期から成人期に至るまでの一貫性を重視しながら、療育、就学、就労、福祉などの指導や助言にあたった。

発達障害のある人の相談に対応するため、平成15年に発達障害者支援センター（小倉南区）を設置・運営していたが、年々増加する相談件数に対応するため、平成22年に若松区に西部分所を設置し、発達障害児（者）への支援体制を強化した。

平成17年に施行された発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者支援センターが中心となり、相談支援、発達支援、就労支援などに取り組んだ。

発達障害のある人を早期発見し、適切な支援を行うため、ライフステージが変わっても途切れない一貫した支援を行うため発達障害者のためのサポートファイルの作成や、医療機関、保育所、教育機関等に対する研修を実施した。

福岡県難病団体連絡会の講演会等の啓発活動や医療相談会などの活動を支援するとともに、ホームヘルプサービスや日常生活用具の給付を行い、難病患者等の社会参加を推進した。

【現状と課題 4-1】

発達障害等に対する支援

発達障害のある児童等は乳幼児期には認識されにくく、保育所や幼稚園等で集団生活をするようになってから、様々な問題が指摘されるようになる場合が多い。

障害に気付いてから診断までの待機期間中における保護者の悩みや不安に応える相談体制、療育等の支援も必要である。また、初診までの期間の決め細やかなフォロー等を行っていく体制整備の検討が必要である。

自閉症等の発達障害や難病、高次脳機能障害などのある人に対しては、国や県と連携しながら医療的、福祉的な施策を実施してきたが、今までの法的な福祉サービスなどでは十分ではなく、生活上の不便が生じている場合もある。

発達障害者支援法施行後も利用できるサービスが十分ではないため、ライフステージが変わっても途切れないような移行の課題に配慮した、一貫した支援体制が求められる。

発達障害のある子どもの増加に伴い、総合療育センターに診断希望者が集中しているため、現在のスタッフや設備では対応が困難となっている。

発達障害と診断された子どもには、症状に適した専門的な療育を行う体制の整備が求められる。また、孤立しがちな保護者への支援も必要である。

発達障害のある人が病気になって医療機関を受診した際に、暴れたり触らせなかったりして、診療行為が困難な場合がある。

保護者や児童生徒等から特別支援教育への期待が高まっており、特別支援教育の場の整備や、保育所、幼稚園、小・中学校等への相談支援体制の整備、教職員の専門性の向上がより一層求められている。

LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）なども含めた障害のある子どもに一貫した教育的支援を行うため、個別の教育支援計画等の作成と活用が必要になっている。

発達障害のある人の中には、コミュニケーションがうまく取れないため、職場に適應することが難しい人もいる。また、発達障害は法定雇用率などの障害者雇用促進制度の対象外となっており、企業への就職が厳しい状況となっている。

発達障害のある子どもは、強いこだわりやその場にそぐわない行動、コミュニケーションの困難さ等、様々な特性を持っている場合が多く、周囲から理解されにくいいため、誤解や偏見を招くことがある。

難病患者に対する相談窓口としては、福岡県が設置した福岡県難病相談支援センターに限定されている。

難病に対する市民の理解が十分ではない。また、難病患者等ホームヘルプサービスの利用者が少ない。

難病患者のうち身体障害に該当する人は障害福祉の各種サービスの利用が可能であり、さらに、国が難病と指定した130疾患に該当する人に対しては、ホームヘルプサービスや日常生活用具の給付を行っている。

しかし、身体障害に該当せず、また、国が難病と指定した130疾患に該当しない難病患者は、障害福祉のサービスが利用できない状況である。



【今後の方向性】

これまでの障害（身体障害、知的障害、精神障害）以外にも、発達障害、難病、高次脳機能障害などについて、国の動向を見ながら、支援の仕組みを構築していく。

発達障害のある人に対しては、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援が必要であり、情報の共有化と関係機関の連携強化を図り、途切れることがない適切な支援体制を整備する。

発達障害のある子どもを早期に発見するため、引き続き、保護者等の気づきを促すための取り組みを行う。

わいわい子育て相談の充実を図るとともに、特に、発見が難しい発達障害に対しては、乳幼児健診における問診項目の見直しを行い、早期の発見につなげるなど、乳幼児の健全な発達を支援する。

総合療育センターにおいて、医師をはじめとしたスタッフの充実を図るとともに、診断待ちの保護者等の悩みや不安に応えるため、心理士や保育士が行う診察前相談の充実を図る。

発達障害のある子どもを持つ親は孤立しがちであるため、本人だけでなく、保護者の悩みや不安を軽減する方策を検討する。

本市の発達障害の診断や診療体制等を強化するため、かかりつけ医など身近な医療機関での一般の診断や相談ができるよう、医師会等関係機関との協力を得ながら、医療機関等における発達障害の理解を促進する。

特別支援教育相談センター等の相談機能の充実を図る。また、教職員の専門性を高めるための研修等を実施するとともに、特別支援教育を推進する多様な人材を確保する。

一人ひとりの教育的ニーズに応える個別の教育支援計画等を作成し、適切な指導や必要な支援を行う。

発達障害のある人が社会的に自立するための生活訓練の実施、就労支援を行う。

専門家による講演会や研修等をより一層充実させることで、市民をはじめ、企業や医療関係者、学校関係者等の発達障害への理解を促進する。また、啓発パンフレットを作成し、研修会等での配布及び公共施設等への設置を行う。

難病患者やその家族への支援について検討する。

基本目標： 地域で自立して生活できる基盤整備

障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、都市基盤の整備や防災対策を進めるとともに、個々の障害の特性に配慮した就労支援や多様な就業機会の確保などに取り組むなど、地域住民、企業、行政などの協働により地域での生活を支援する仕組みづくりを行う。

< 施策の方向性： 5 > 自立生活のための地域基盤整備

【障害者支援計画（平成18年度～23年度）の主な実績】

主要駅周辺地区の主要経路のバリアフリー化を行い、整備率を80%から90%にまで引き上げた。また、モノレール停留場の5駅のバリアフリー化を行った。

その他の駅や病院などの主要施設周辺において、バリアフリーの定期点検を行い、要望に対する改善を行ってきた。また、障害者団体との定例会による協議や現地調査を継続している。

身近な公園への段差解消や階段への手すりの設置等のバリアフリー化を行うなど、障害のある人もない人も安心・快適に利用できる公園づくりを行った。

バリアフリー新法に基づき、主要駅（13駅）を整備の対象として、平成22年度を目標に進めていたバリアフリー化を予定どおり完了した。

市営バスにノンステップバスやワンステップバスの導入を進め、平成22年度に5台のワンステップバスを導入した。

また、民間バスについてもノンステップバスの導入に対し補助金を支出し、民間バス事業者は平成21年度に3台、22年度に2台のノンステップハイブリッドバスの導入を行った。

風水害の災害時に自力で避難することが困難な在宅の障害のある人等を災害時要援護者として登録し、地域の支援者による情報の伝達、避難行動の支援等を行う体制づくりを進めた。

【現状と課題 5-1】

都市基盤整備

障害のある人が、外出し地域において様々な社会活動を行うことは、当然の権利として認められるものであり、自立や社会参加を促進する上で非常に重要であるが、障害の部位や機能によっては、外出そのものが制限される場合がある。

障害のある人が安全で容易に活動できるように、建物や道路等のハード面の整備や、介助者による支援などの充実が引き続き求められている。



【今後の方向性】

関係機関と連携し、安全で容易な移動の確保や外出支援の充実など、ハード・ソフト両面にわたるさらなる環境整備に取り組む。

【現状と課題 5-2】

障害のある人への防災対策

平成23年3月に発生した東日本大震災での課題を踏まえ、障害のある人など災害時要援護者の避難支援や情報伝達方法等のさらなる充実が求められている。



【今後の方向性】

必要な情報提供とともに、避難行動の支援、見守り、支え合いの体制づくりを自治会等関係団体とともに推進する。また、障害種別の特性を踏まえたきめ細かな支援策を検討する。

< 施策の方向性：6 > 雇用・就業機会の確保と拡大

【障害者支援計画（平成18年度～23年度）の主な実績】

国と県で設置している北九州障害者就業・生活支援センターに加え、本市独自の就労支援機関である北九州市障害者就労支援センターを設けることとし、2つのセンターが一体的に活動する就労支援の拠点として、障害者しごとサポートセンターを設置した。

障害者しごとサポートセンターにおいて、職場開拓や職場実習、就職活動に関する指導などを行い就職を促進するとともに、職場適応援助者（ジョブコーチ）を配置し、就職者・企業側双方に対し、業務の遂行に関する指導・助言等を行うことにより、職場定着の推進を図った。

また、同センターにおける支援を強化するため、平成23年度には、特に精神障害や発達障害のある人に対する専門的な対応を図る障害者就業支援カウンセラーを新たに配置するとともに、障害者雇用アドバイザーの企業への派遣を開始した。

厳しい経済雇用情勢のなか、障害者しごとサポートセンターでは、平成22年度に当初目標を上回る81件の就職が実現した。

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所等に対する助言等の支援や、利用者を対象とするセミナーや企業見学会等を実施した。

一般就労等での就労が困難な人の働く機会を確保するため、就労継続支援事業を推進した。その結果、平成22年度末現在でA型事業所（雇用契約が原則）については、計画目標を上回る利用状況となっている（目標：215人 実績：317人）。

障害者支援施設で作られた製品の販売促進を通じて、これらの施設における就業機会の安定と拡大を図るため、平成20年度に施設の製品を専門に販売する障害者自立支援ショップ 一丁目の元気を開設したNPO法人に対し助成を行うことにより、当該店舗の安定した経営を支援した。

【現状と課題 6-1】

雇用・就業機会の確保と拡大

障害のある人が、働くことを通じて、社会を構成し社会を支える一人の人間として自尊心と自立心を持って暮らすことができるよう、多様な就業機会が確保される必要がある。

福岡県内における民間企業の障害のある人の雇用状況をみると、障害者雇用率は年々上昇しているものの、法定雇用率達成企業の割合は約半数にとどまっている。

(障害者雇用率 : 20 年 : 1.66%	21 年 : 1.70%	22 年 : 1.71%)
(達成企業割合 : 20 年 : 51.5%	21 年 : 50.7%	22 年 : 51.1%)

企業規模別の状況をみると、多くの割合を占める中小企業の障害者雇用率が依然として低い水準にとどまっている。

<平成22年6月時点>

従業員 100 人～299 人規模の企業の障害者雇用率 : 1.52%

従業員 300 人～499 人規模の企業の障害者雇用率 : 1.78%

法定雇用率 一般の民間企業:1.8% 特殊法人や国・地方自治体 : 2.1%

精神障害や発達障害のある人の求職及び就職が増加しつつあることから、それぞれの障害特性に応じた支援の重要性が高まっている。

一般就労が困難な人のための働く場を、今後も増やしていくことが求められている。

継続支援事業所や小規模作業所で働く障害のある人の工賃水準向上に向けた取り組みを強化する必要がある。



【今後の方向性】

民間企業において、障害のある人の就業に対する理解が一層深まるよう取り組むとともに、障害者しごとサポートセンターにおける体制の強化・充実を図りながら、企業、福祉、教育、労働機関等の関係機関の連携による計画的な就労支援を進める。

継続支援事業所や小規模作業所で働く障害のある人の工賃アップを目指すため、障害者自立支援ショップ 一丁目の元気をはじめ、各事業・作業所における魅力ある製品開発と販路開拓のためのシステムを検討する。

基本目標： 人権の尊重・社会参加の促進

障害のある人が気軽にスポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動などを楽しめるよう環境を整備するとともに、当事者の活動や、それを支援するNPO・ボランティア活動等への取り組みを充実させることにより社会参加を促進する。

また、障害のある人や障害に対する正しい理解を深め、障害の有無にかかわらず、相互に権利を尊重できるような取り組みを行う。

< 施策の方向性： 7 > 障害のある人の人権の尊重と保障

【障害者支援計画（平成18年度～23年度）の主な実績】

障害のある人の人権に関する市民啓発については、小倉南障害者地域活動センターや門司障害者地域活動支援センターで啓発イベントを実施し、約2800人（平成18年度～22年度）の参加者を集め、障害に対する理解を深めた。

障害のある人の視点に立ち、「何が差別にあたるのか、何が権利侵害にあたるのか」等について障害関係団体等からの意見を聞くとともに、市民や企業等が障害のある人の人権を正しく理解し、実践するきっかけにつながるよう、関係団体との協働により、（仮称）障害のある人の人権啓発冊子を作成した。

平成24年10月からの障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の円滑な施行を図るため、障害者虐待防止センターの設置など障害者虐待防止の体制整備についての検討に着手した。

【現状と課題 7-1】

障害のある人の人権の尊重

障害の有無に関わらず、誰もが同じように、地域で安心して、自分らしい生活を送ることができる社会を実現するためには、人間としての尊厳や基本的人権が守られるとともに、自己実現が可能となる環境が必要である。

障害のある人の地域生活への移行は、地域の理解と協力がなくては進めることはできない。これは障害者支援計画の基本理念の実現につながる最も基本的な課題である。

国連総会で採択された障害者権利条約への署名など、国内では大きな動きがあり、本市でも関係団体による障害のある人たちの人権を考えるシンポジウムの開催などが行われている。

障害のある人は、様々な物理的、心理的障壁のため不利益を受けることが多く、その自立と社会参加が阻まれていることがある。

市民が障害のある人と直接ふれあう機会は少ないことから、障害について正しく理解されていないことがある。

障害のある人の中には、虐待にあったことを誰かに伝えたり、虐待の証拠を示すことができない人もおり、虐待被害が表面化しない場合がある。

障害のある人への虐待に対する保護の仕組みが制度化されていなかった。



【今後の方向性】

人権教育や人権啓発などによる地域社会の理解と協力を得ていく。

今後、障害のある人の人権の尊重を推進するため、どのような対応が必要なのか、当事者や関係団体との幅広い議論が必要である。

障害があることによって社会生活を送るうえで不利益を受けないよう、権利擁護にかかる体制を整備する。

幼児期・学齢期における効果的な福祉教育など、ライフステージ全般にわたる啓発活動を推進する。

分かりやすく効果的な市民啓発の推進や新たに制定された障害者虐待防止法に基づき、障害のある人の虐待防止を図るため、関係機関とのネットワークの構築や対応のシステム化の検討が必要である。

平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されることから、障害者虐待防止センターの設置や養護者による障害者虐待の場合の必要に応じた立ち入り調査の体制づくりなど、障害者虐待防止の体制の整備を検討する。

< 施策の方向性： 8 > 社会参加の促進

【障害者支援計画（平成18年度～23年度）の主な実績】

障害のある人の社会参加の促進のため、外出時にヘルパーを派遣する移動支援事業について、利用要件の緩和や周知を進めた結果、見込みを大幅に上回る利用があった。

障害者スポーツ大会や各種スポーツ教室の開催、障害者スポーツサークル等による各種スポーツ大会の開催や選手派遣への助成など、障害者スポーツの振興に向けた取り組みを行った。

施設が老朽化し、障害のある人の多様なスポーツニーズに対応できていなかった旧・障害者スポーツセンターに代わり、屋内プールやトレーニング室等を備え、障害のある人をはじめ、すべての市民が安心して利用できる、新たな障害者スポーツセンターを小倉北区三郎丸に整備した。

障害者福祉会館において、障害のある人のニーズに応じた生活関連や趣味などの講座を開催するとともに、美術や音楽等に関するサークルに対し、練習など活動の場を提供したほか、障害のある人が制作した美術作品の展示やステージイベントを行う障害者芸術祭を開催するなど、障害のある人の芸術・文化活動の促進を図った。

障害のある人が安心して外出できるよう、内部障害のあることを表示するハート・プラスマークについて、本人へのカードの配布や公共交通機関への掲示を行うとともに、身体障害者駐車区画の適正な利用を推進するため、福岡県におけるパーキングパーミット制度（ふくおか・まごころ駐車場事業）に積極的に協力し、制度の普及を図った。

【現状と課題 8-1】

活動の場の確保

様々な学習の機会やスポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動の機会を提供することは、活力ある豊かな生活を送り、また、自己を表現・実現する取り組みとして重要である。

技術革新と情報化の進展、価値観・ライフスタイルの多様化など社会環境の急激な変化に的確に対応していく必要があるが、障害のある人が利用しやすい施設や教材などの環境整備が十分ではない。

ボランティアは、福祉、教育、環境及び人権擁護など多岐に渡っており、社会を支える重要な存在となっている。特に、障害のある人にとっては、社会参加を促進する上で、欠くことのできない重要な役割を担っている。

障害者スポーツは、社会参加の促進や余暇活動、障害のある人に対する理解の促進など様々な意義を持っており、親しむ人は増えているが、そのニーズは健康づくりから競技能力の向上まで、幅広く多様なものになっている。

そのため、支援するボランティアについて、専門的な知識や技術の取得など、育成を充実させる必要が高まっている。



【今後の方向性】

障害のある人が、ライフスタイルに応じて、自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、スポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動など、自分の興味や必要に応じて、身近な地域で希望する生涯学習の機会が得られる環境整備を推進する。

障害のある人の社会参加を支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、市民センターや地域の社会資源を有効に活用しながら、身近な地域での活動を支援する体制を構築する。

市民一人ひとりがボランティア活動を身近なものとして捉えられるように、気軽に体験できる機会を提供することにより、誰もが持つ思いやりの心を高め、ボランティア人口の拡大を図るとともに、継続的なボランティア活動を支える体制づくりを目指す。

【現状と課題 8-2】

コミュニケーション手段の確保

日常生活においてコミュニケーションの確保が難しい障害のある人、特に視覚や聴覚に障害のある人の中には、その障害特性のため、情報の収集・コミュニケーションの確保に大きなハンディキャップがあり、社会参加や自立促進の障壁となっている場合がある。



【今後の方向性】

社会の高度情報化が進展する中で、障害のある人もその利便性を十分享受できるよう、各種情報提供手段の充実に努め、障害の態様・程度に応じて、豊かな情報を迅速に提供できる体制を整備していく必要がある。

また、障害があっても社会的に提供される情報を適確に収集できるよう、支援の充実に努めるとともに、一般市民における障害や障害特性の理解を広め、障害の有無にかかわらず情報を共有し合える環境の整備も必要である。